

[別紙1]

鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金の 事務手続きについて

1. 事業実施

※本補助金の対象となるのは、水際対策への対応のために補助対象者が負担した宿泊費(技能実習生等に係るものに限る、出張に係るものは除く。)に限ります。

2. 交付申請及び実績報告提出(毎年3月31日まで)

※交付申請及び実績報告書類は、毎年3月31日までに、下記提出先に郵送又は持参してください。

【提出書類】

- ・交付申請及び実績報告書※指定様式
- ・事業報告書(様式第1号)※指定様式
- ・別紙(外国人技能実習生等名簿)※指定様式
- ・口座振替依頼書※指定様式
- ・在留資格及び入国日を証する書類
- ・県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類
- ・補助対象経費の領収書(利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの)

※詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

3. 交付決定及び交付額確定通知書の受領

◎補助金の支払い

※交付決定通知兼額確定通知の送付後、2週間程度で補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県商工労働部雇用人材局 障がい者・外国人就労支援室

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)

TEL:0857-26-7699 FAX:0857-26-8169

E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp